

## 高岡庄川緑地分区園の利用方法について

高岡庄川緑地分区園の利用にあたり、以下の点にご注意くださいますようお願いいたします。

- 1 **利用期間** (1)毎年11月1日から翌年10月31日までの期間です。  
(2)中途申し込みの場合は許可日から最初に到達する10月31日までとします。
- 2 **土地使用料** 1区画 年間2,200円(中途申し込みの場合も同様の金額です)
- 3 **期間満了時** 耕作物等については、利用期間内に責任を持って処分し、原状回復してください。ただし、利用期間を更新することができます。
- 4 **利用上の注意** 以下の項目について行わないよう注意してください。
  - (1)たき火をすること。
  - (2)ごみその他の廃物又は汚物を捨てること。
  - (3)他人に対し、著しく粗暴その他の行為で迷惑をかけ、又はけん騒にわたること。
  - (4)美観風致を害するような行為をすること。
  - (5)除草剤を使用すること。
  - (6)分区園利用の権利を第三者に転貸すること。
  - (7)はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
  - (8)耕作を放棄すること。(耕作が困難になった等ございましたら、速やかにその旨ご連絡ください)
  - (9)河川法によって規制された行為を行うこと。※上記については区画の内外は問いません。

### 5 その他

- (1)ご利用に際してご不明な点があれば景観みどり課までお問合せください。
- (2)分区園の利用方法について、お問合せさせていただく場合があります。ご理解のほどよろしくお願いいたします。(例：区画外での耕作があった場合など)
- (3)利用者が利用期間内に利用を停止する場合は、速やかにその旨を申し出、原状回復した後、使用許可書を返納してください。
- (4)河川管理者及び公園管理者の都合により、利用期間中であっても利用を取り止める場合があります。(その場合も使用料は返納しません)

[問い合わせ]

高岡市役所景観みどり課

☎20-1419